

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年12月1日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県	
3. 市区町村名	三次市	
4. 届出番号	10	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	子ども及び保護者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成28年3月15日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	14	
10. 保護評価書の名称	子ども医療に関する業務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hi_no=&kk_name=%E4%B8%89%E6%AC%A1%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=20&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=7&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=31&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係	▼	

執行機関名 三次市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	三次市こども医療費支給条例(平成28年三次市条例第5号)によるこどもに係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項 三次市こども医療費支給条例(平成28年三次市条例第5号)によるこどもに係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一条	三次市こども医療費支給条例(平成28年3月15日条例第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、(その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される)権利を有する。	第1条 この条例は、こどもの医療に要する費用の一部を、(こどもを養育している者)に支給することにより、こどもの疾病の早期発見及び治療を促進し、もって(こどもの健やかな育成を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三次市こども医療費支給条例(平成28年3月15日条例第5号) 三次市こども医療費支給条例施行規則(平成28年5月27日規則第31号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	三次市こども医療費支給条例第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	三次市こども医療費支給条例第4条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号イ	三次市こども医療費支給条例施行規則第4条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号	三次市こども医療費支給条例施行規則第10条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	こども医療費の受給資格の変更の認定に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号イ	三次市こども医療費支給条例施行規則第10条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--